

(学生・教職員への皆さんへ)

「三重県指針 ver. 9」を踏まえた緊急警戒宣言解除後の感染防止対策について

3月12日 高田短期大学学長 梅林 久高

(新型コロナウイルス対策委員長)

1月14日から始まった三重県独自の「緊急警戒宣言」は3月7日をもって終了しました。この間、本学学生・教職員が感染したとの知らせはなく、実習等も概ね無事終了できましたことは、感染防止に係る皆さまのご協力によるものと心より感謝いたします。

しかし、本県の新規感染者数はゼロではなく、感染力の強い変異ウィルスの全国的な広がりや首都圏1都3県の感染状況等をみると、当然ながら新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではなく、感染のリバウンドが心配な状況にあります。また、年度末となり、新年度が始まるこの時期は人々の移動も多く、暖かな日差しの下で気持ちも緩みがちになることから、引き続き私たち全員で「徹底した感染防止対策」に取り組む必要があります。

本学としましては「三重県指針 ver.9」を踏まえ、改めまして、次に掲げる事項について、十分に留意いただくようお願いします。

- 1 自分自身はもちろん、家族や友人の命と健康を守るため、「持ち込まない」「広げない」という感染防止対策に全力を挙げて取り組んでください。
- 2 人と会うときは必ずマスクを着用し、「三つの『密』」(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けてください。また、居場所が変わるときなど常に手洗い・手指消毒を欠かさず、部屋は十分な換気に努め、食事の際の会話はできるかぎり控える(おしゃべりの時に飛ぶ唾は危険)等、感染防止対策の基本を守ってください。
- 3 「感染リスクが高まる『5つの場面』」に該当する環境は徹底して避ける、または最大限の注意を払ってください。
 - (1) 飲酒等を伴う懇親会(歓送迎会、新歓コンパ、花見)やカラオケ → 原則禁止
 - (2) 大人数(5人以上)や長時間におよぶ飲食 → 親族間の集まりでも原則禁止
 - (3) マスクなしでの会話、正面での会話 → 禁止
 - (4) 狭い空間での共同生活 → 最大限の注意
 - (5) 居場所の切り替わり → 食堂、休憩場所(含.教室)、更衣室等、最大限の注意
- 4 緊急事態宣言が発出されている都道府県や飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください(特措法に基づく要請)。それ以外の地域への移動は、移動先の感染状況や移動に関する方針を見定めたくうえで、慎重に判断してください。(対象地域の確認:<https://corona.go.jp/>)
- 5 県内の移動の際も、『新しい生活様式』に基づき感染防止対策を徹底してください。
- 6 体調に異変を感じた場合は外出や人との接触を避け、身近な医療機関や「受診相談センター」または本学に相談してください。
- 7 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応を心がけ、SNS等において根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散は厳に慎みましょう。

最後に、いつもお願いしていますが、一人ひとりが次の2点を常に心がけてください。

- ① 感染しないよう最大限の警戒感を持って行動する。
- ② 仮に自分が感染していたとしても、絶対に他人に移さない行動を心がける。

引き続き、ご協力をよろしくお願いします。